

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(一二六～一二九・都市計画課)

平成十四年度前期技能検定(一級、二級、三級及び単一等級)の実施(一三〇・労働政策課)

平成十四年度技能検定(随時実施)の実施(一三一・労働政策課)

道路区域の変更及び供用開始(一三二・道路環境課)

通行車両の総重量の最高限度を二十五トンとする道路の指定(一三三・道路環境課)

建設業法による経営事項審査の申請の時期及び方法等(一三四・建設管理課)

公有水面埋立免許願書の提出(一三五・山本建設事務所)

公告

県営土地改良事業の換地処分(由利総合農林事務所)

土地改良区の定款変更の認可(仙北総合農林事務所)

県営土地改良事業計画の変更(仙北総合農林事務所)

土地改良区の定款変更の認可(平鹿総合農林事務所)

教育委員会告示

教育委員会会議の開催(一一)

告示

秋田県告示第百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を

建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年三月一日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類及び名称

能代都市計画道路(三・三・一号浅内道地線及び三・三・三号柳町新道線)

二 都市計画を変更した土地の区域

(一) 三・三・一号浅内道地線

変更した部分 能代市字芝童森

(二) 三・三・三号柳町新道線

変更した部分 能代市字寿域長根、字芝童森及び字昇平岱

三 都市計画の変更年月日 平成十四年三月一日

秋田県告示第百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年三月一日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類及び名称

大曲都市計画道路(三・三・八号駅東線)

二 都市計画を変更した土地の区域

追加した部分 大曲市通町

変更した部分 大曲市大花町

三 都市計画の変更年月日 平成十四年三月一日

秋田県告示第百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年三月一日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類及び名称

横手都市計画、平鹿都市計画、十文字都市計画及び増田都市計画下水道(秋田湾・雄物川流域下水道横手処理区)

二 都市計画を変更した土地の区域

(一) 下水管渠

追加した部分 平鹿郡大雄村田根森字佐加里北、字佐加里西、字田村大堰東、字柏木東、字下柏木、字田村、字阿気道南、字田村街道東、字田村街道西、字西野添及び字高津野

削除した部分

(1) 横手市下八丁字松林、字中明永、字八幡及び字境田、新藤柳田字大谷地、大屋新町字太平、婦気大堤字田久保、字田久保下、字婦気前及び字下久保、赤坂字館ノ下、字上後野、字後野堰添及び字後野、前郷字八ノ口、横手町字三ノ口、字四ノ口、字五ノ口、字六ノ口及び字大関越並びに百万刈字下根田

(2) 平鹿郡平鹿町下鍋倉字中掬及び字下掬、浅舞字上蔭沼、字蔭沼、字覚町後、字中東、字横手街道北、字福田及び字荒小屋東並びに中吉田字上藤根及び字竹原

(3) 平鹿郡十文字町仁井田字大道西、字大道東、字大道北及び字家西、十文字新田字羽場大道東、字麻当、字上佐吉開、字下佐吉開、字本町、字梨木西上及び字海道下、西原一番町、腕越字佐吉開及び字西原、上鍋倉字清水田、字掬大道西、字富沢及び字家後並びに十五野新田字増田道東、字富沢屋布上、字十五野及び字段ノ下

(4) 平鹿郡増田町増田字月山西、字石神西、字仁井田堰向、字伊勢堂西、字一本柳西及び字一本柳

(6) 平鹿郡雄物川町薄井字新城

平鹿郡大雄村田根森字中野、字野崎東、字福島南、字新町北、字大森道北、字耳取、字耳取西、字傾城塚、字柏木南、字傾城塚南、字折橋及び字折橋南、字野中、字折橋西、字大慈寺東、字大慈寺前、字東阿気、字宮小路、字阿気、字西館合、字木戸口、字六町、字六町下、字六町東、字南阿気、字土井尻並びに宮田字平柳、字田町及び字下田町

変更した部分

横手市卸町、黒川字福柳及び百万刈字上根田
平鹿郡平鹿町中吉田字清水ノ上
平鹿郡大雄村田根森字佐加里南、字佐加里及び字田村野並びに字高津野

(二) ポンプ場

削除した部分
横手市新藤柳田字大谷地

(2) 平鹿郡大雄村字六町東、字東阿気及び田根森字折橋南
三 都市計画の変更年月日 平成十四年三月一日

秋田県告示第百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。
平成十四年三月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 都市計画の種類及び名称

秋田都市計画、男鹿都市計画、五城目都市計画、八郎潟都市計画及び河辺都市計画下水道(秋田湾・雄物川流域下水道臨海処理区)

二 都市計画を変更した土地の区域

(一) 下水管渠

削除した部分

(1) 秋田市四ツ小屋小阿地字上野、四ツ小屋字館野、字下川原、字古川敷、字畑返、字街道東、字家ノ下、字替地及び字道前、御野場五丁目並びに御野場八丁目

(2) 男鹿市船川港船川字新浜町、字海岸通り一号及び字海岸通り二号、船川港金川字金川、船川港日詰字羽立及び字餅ヶ沢、脇本田谷沢字要沢、脇本脇本字七沢、字横町道上、字稲荷下、字相染前及び字向山、脇本百川字矢口及び字方丈田、脇本樽沢字神明下、字岡谷地、字大堤、字碓及び字七十刈、脇本浦田字碓尻、字鱈ノ沢、字小坪尻、字宮崎及び字榎下並びに脇本富永字大牧、字小谷地、字飯ノ森、字太田、字東前田、字野田及び字南前田

(3) 南秋田郡五城目町大川大川字ウツフケ、字東屋敷、字御伊勢堂前、字西屋敷及び字小中嶋

(4) 南秋田郡八郎潟町真坂字三倉鼻、字鳩ヶ崎、字別当田、字古屋敷、字大川作、字新田家ノ下及び字大道下、夜叉袋字蝦夷湊、字後谷地、字一本木、字中嶋田及び字大嶋田、川崎字嘉美、字貝保、字高田及び字谷地、字イカリ、字蒲沼、字八幡沼、字嶋ノ内、字長沼、字押切、字中久保、字上沖谷地、字昼根下、字上昼根並びに字家ノ後

(5) 河辺郡河辺町和田字和田及び字上中野、松淵字高田、字中村、字川原田家の後、字川原田、字行人塚、字捨水及び字向川原、戸島字中川原、字本町、字稗

田、字町尻、字川苗代、字中田、字野田及び字下久保並びに畑谷字丸山、字中村及び字大又

(6) 河辺郡雄和町石田字下大部、平沢字中嶋、字小深田、字大面、字田中、字舟津田及び字金沢、椿川字川端、字方福、字袖ノ沢、字長者屋敷、字小鹿野戸及び字石坂上、芝野新田字辛屋地、字上堰下及び字寺沢並びに田草川字山崎山、字大沢口、字山崎、字太田、字本田、字大又、字鱈、字高野及び字船ヶ沢

変更した部分

(3) 秋田市御野場新町四丁目

(2) 男鹿市脇本脇本字大石館

(3) 南秋田郡五城目町大川大川字下川原

(2) ポンプ場

削除した部分

(1) 秋田市四ツ小屋小阿地字上野

(2) 男鹿市船川港船川字新浜町及び字海岸通り二号

(3) 南秋田郡五城目町大川大川字ウツク

(4) 河辺郡河辺町戸島字町尻及び松淵字捨水

(5) 河辺郡雄和町平沢字大面及び椿川字川端

(3) 都市計画の変更年月日 平成十四年三月一日

秋田県告示第百三十号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六条第二項の規定により、次のとおり平成十四年度前期技能検定(一級、二級、三級及び単一等級)を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「令」という。)第六十六条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十四年三月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 前期実施(一級、二級、三級及び単一等級)

(一) 等級別実施職種(作業)

(1) 一級及び二級について実施する職種(作業)

造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、ボール盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、数値制御ボール盤作業及びマシニングセンター作業)、放電加工(形彫り放電加工作業、数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(製

缶作業及び構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業)、めっき(電気めっき作業)、仕上げ(治工

具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤、制御盤組立て作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作業)、木型製作(模型製作作業)、家具製作(家具手加工作業及び家具機械加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業及び木製建具機械加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石張り作業及び石積み作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工

事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製地下工事作業及びボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、化学分析(化学分析作業)、表装(表具作業及び壁装作業)、塗装(木工塗装作業、建築塗装作業及び金属塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業及び広告面粘着シート仕上げ作業)、写真(肖像写真作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(2) 三級について実施する職種(作業)
造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業及びマシニングセンター作業)、めっき(電気めっき作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)及び和裁(和服製作作業)

(3) 単一等級について実施する職種(作業)
コンクリート積みブロック施工(コンクリート積みブロック工事作業)、路面標示施工(溶解ペイントハンドマーカール工事作業及び加熱ペイントマシニングカー工事作業)及び塗料調色(調色作業)

(二) 試験方法
等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。

(三) 試験の期日及び場所
実技試験
ア 期日 平成十四年六月十二日(水)から同年九月八日(日)までの間において、

秋田県職業能力開発協会が指定する日。

<p>イ 場所 秋田県職業能力開発協会から通知する。</p> <p>ウ 問題の公表 実技試験の問題は、平成十四年六月五日(水)に公表し、当該職種の実技試験に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。</p> <p>(2) 学科試験 ア 期日</p>	<p>期 日</p> <p>平成十四年 八月二十五日(日)</p> <p>等級及び職種(作業)</p>	<p>ア 一級及び二級 金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業)、サッシ施工(ビル用作業サッシ施工作業)、化学分析作業(化学分析作業)、塗装(木工塗装作業、建築塗装作業及び金属塗装作業)、プラスチック成形(射出成形作業)及びとび(とび作業)</p> <p>イ 三級 和裁(和服製作作業)</p> <p>ウ 単一等級 コンクリート積みブロック施行(コンクリート積みブロック工事作業)</p>	<p>平成十四年 九月一日(日)</p> <p>ア 一級及び二級 機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、ボール盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、数値制御ボール盤作業及びマシニングセンター作業)、鉄工(製缶作業及び構造物鉄工作業)、めっき(電気めっき作業)、建設機械整備(建設機械整</p>
--	---	--	---

<p>備作業)、木型製作(模型製作作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業及び家具機械加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業及び木製建具機械加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、左官(左官作業)、畳製作(畳製作作業)及び広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業及び広告面粘着シート仕上げ作業)</p> <p>イ 三級 機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業及びマシニングセンター作業)、めっき(電気めっき作業)及び電子機器組立て(電子機器組立て作業)</p>	<p>平成十四年 九月四日(水)</p> <p>ア 一級及び二級 写真(肖像写真作業)</p>	<p>平成十四年 九月八日(日)</p> <p>ア 一級及び二級 造園(造園工事作業)、放電加工(形彫り放電加工作業、数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立て仕上げ作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、石材施工(石張り作業及び石積み作業)、タイル張り(タイル張り作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(表具作業及び壁装作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)</p> <p>イ 三級</p>
---	---	--

- イ 場所
秋田県職業能力開発協会から通知する。
- (四) 受検資格
(1) 一級
令第六十四条の二の規定に該当する者
(2) 二級
令第六十四条の三の規定に該当する者
(3) 三級
令第六十四条の四の規定に該当する者
(4) 単一等級
令第六十四条の六の規定に該当する者
- (五) 受検申請に必要な書類
技能検定受検申請書
実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し
- (六) 受検申請書用紙の交付
(1) 期間
秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除き、平成十四年三月一日(金)から同年四月十七日(水)まで
- (2) 場所
秋田市向浜一丁目一番一号 秋田県職業能力開発協会
郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書き、百六十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (七) 受検申請書の受付
(1) 期間及び時間
県の休日を除き、平成十四年四月四日(木)から同月十七日(水)までの午前八時三十分から午後五時まで
郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書き、書留郵便

ウ 単一等級 造園(造園工事作業) 路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカークー工事 作業及び加熱ペイントマシニングカー工事作業)及 び塗料調色(調色作業)
--

検 定 職 種	手 数 料	検 定 職 種	手 数 料
一級、二級及び三級 造園	一五、七〇〇円	金属熱処理	一五、七〇〇円
機械加工	一五、七〇〇円	放電加工	一五、七〇〇円
金属プレス加工	一五、七〇〇円	鉄工	一五、七〇〇円
建築板金	一五、七〇〇円	工場板金	一五、七〇〇円
めっき	一五、七〇〇円	仕上げ	一五、七〇〇円
切削工具研削	一五、七〇〇円	電子機器組み立て	一五、七〇〇円
電気機器組立て	一五、七〇〇円	産業車両整備	一五、七〇〇円
建設機械整備	一五、七〇〇円	婦人子供服製造	一三、〇〇〇円
木型製作	一五、七〇〇円	家具製作	一五、七〇〇円
建具製作	一五、七〇〇円	印刷	一五、七〇〇円
プラスチック成形	一五、七〇〇円	強化プラスチック成形	一五、七〇〇円
石材施工	一五、七〇〇円	とび	一五、七〇〇円
左官	一五、七〇〇円	ブロック建築	一五、七〇〇円
タイル張り	一五、七〇〇円	畳製造	一五、七〇〇円
防水施工	一五、七〇〇円	内装仕上げ施工	一五、七〇〇円
熱絶縁施工	一五、七〇〇円	サッシ施工	一五、七〇〇円
化学分析	一五、七〇〇円	表装	一五、七〇〇円
塗装	一五、七〇〇円	広告美術仕上げ	一五、七〇〇円
写真	一五、七〇〇円	フラワー装飾	一五、七〇〇円
和裁	一、五〇〇円		
単一等級 コンクリート積みブ ロック施工	一五、七〇〇円	路面標示施工 塗料調色	一五、七〇〇円 一五、七〇〇円

- (八) によることとし、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。
- (2) 場所
秋田市向浜一丁目一番一号 秋田県職業能力開発協会
- (1) 受検手数料
額
- ア 実技試験

ただし、三級を受検する者であつて、受検申請時に、検定職種に関する職業訓練を受講しており一年以内に修了が予定されているもの又は職業高校、高等専門学校、短期大学、大学若しくは厚生労働大臣が指定する各種学校若しくは専修学校における検定職種に関する学科の最終学年に属しているものの三級を受検手数料は次のとおりとする。

検定職種	手数料	検定職種	手数料
造園	一〇、五〇〇円	機械加工	一〇、五〇〇円
めっき	一〇、五〇〇円	電子機器組立て	一〇、五〇〇円
和裁	七、七〇〇円		

イ 学科試験 三、一〇〇円
納付方法

ア 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。
イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は要しない。

ウ 受検申請書を受理した後に、申請を取り消した場合又は受検しなかつた場合には、受検手数料は返還しない。

(九) 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者発表

平成十四年十月八日(火)に合格者の受検番号を秋田県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

(2) 一部合格者への通知

実技試験又は学科試験に合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の、二級又は三級の合格者には知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、一級合格者には一級技能士章、二級合格者には二級技能士章、三級合格者には三級技能士章、単一等級合格者には単一等級技能士章がそれぞれ交付される。

(十) 受検についての問い合わせ先

産業経済労働部労働政策課(電話〇一八 八六〇 二二三三)又は秋田県職業能力開発協会(電話〇一八 八六一 三五一〇)

秋田県告示第百三十一号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六条第二項の規定により、次のとおり平成十四年度技能検定(随時実施)を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「令」という。)第六十六条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十四年三月一日

秋田県知事 寺田典城

一 随時実施(三級、基礎一級及び基礎二級)
(一) 等級別実施職種(作業)

(1) 三級について実施する職種(作業)

さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)、鍛造(鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業及び軽合金鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業及びフライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、木工(構造物木工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンネルダイカスト作業及びコールドチャンネルダイカスト作業)、機械保全(機械保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌製本作業及び事務用品類製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業及びインフレーション成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧

送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウエルポイント施工(ウエルポイント工事作業)、塗装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

(2) 基礎一級及び基礎二級について実施する職種(作業)

さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業及び軽合金鑄物鑄造作業)、造(ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業及びフライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンネルダイカスト作業及びコールドチャンネルダイカスト作業)、機械保全(機械保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具製作業及び回転電機巻線製作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服縫製作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌製本作業及び事務用品類製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業及びインフレーション成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作

業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウエルポイント施工(ウエルポイント工事作業)、塗装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

(二) 試験方法

等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。

(三) 試験の期日及び場所

(1) 実技試験

ア 期日

秋田県職業能力開発協会が指定する日

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

ウ 問題の公表

実技試験の問題は、試験期日前に公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 期日

秋田県職業能力開発協会が指定する日

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

(四) 受検資格

(1) 三級

令第六十四条の四の規定に該当する者(当該職場に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限る。)

(2) 基礎一級及び基礎二級

令第六十四条の五の規定に該当する者

(五) 受検申請に必要な書類

(2)(1) 技能検定受検申請書

実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し

(六) 受検申請書用紙の交付

(1) 期間

県の休日を除き、随時交付する。

(2) 場所

秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会

検 定 職 種	手 数 料	検 定 職 種	手 数 料
三級、基礎一級及び基礎二級	一五、七〇〇円	鑄造	一五、七〇〇円
さく井	一五、七〇〇円	機械加工	一五、七〇〇円
鍛造	一五、七〇〇円	鉄工	一五、七〇〇円
金属プレス加工	一五、七〇〇円	工場板金	一五、七〇〇円
建築板金	一五、七〇〇円	アルミニウム陽極酸化処理	一五、七〇〇円
めっき	一五、七〇〇円	ダイカスト	一五、七〇〇円
仕上げ	一五、七〇〇円	電子機器組立て	一五、七〇〇円
機械検査	一五、七〇〇円	冷凍空気調和機器施工	一五、七〇〇円
機械保全	一五、七〇〇円	ニット製品製造	一五、七〇〇円
電気機器組立て	一五、七〇〇円	紳士服製造	一五、七〇〇円
染色	一五、七〇〇円	布はく縫製	一五、七〇〇円
婦人子供服製造	一三、〇〇〇円	建具製作	一五、七〇〇円
帆布製品製造	一五、七〇〇円	製本	一五、七〇〇円
家具製作	一五、七〇〇円	強化プラスチック成形	一五、七〇〇円
印刷	一五、七〇〇円	ハム・ソーセージ・	一五、七〇〇円
プラスチック成形	一五、七〇〇円		
石材施工	一五、七〇〇円		
水産練り製品製造	一五、七〇〇円		
建築大工	一五、七〇〇円		

- (七) 郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、百六十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (1) 受検申請書の受付
期間及び時間
県の休日を除き、午前八時三十分から午後五時まで
郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書し、書留郵便によることとし、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。
- (2) 場所
秋田市向浜一丁目一番一号 秋田県職業能力開発協会
- (八) 受検手数料
(1) 額
ア 実技試験

とび	一五、七〇〇円	ベーコン製造	一五、七〇〇円
タイル張り	一五、七〇〇円	かわらぶき	一五、七〇〇円
型枠施工	一五、七〇〇円	左官	一五、七〇〇円
コンクリート圧送施工	一五、七〇〇円	配管	一五、七〇〇円
工		鉄筋施工	一五、七〇〇円
内装仕上げ施工	一五、七〇〇円	防水施工	一五、七〇〇円
サッシ施工	一五、七〇〇円	熱縁施工	一五、七〇〇円
塗装	一五、七〇〇円	ウエルポイント施工	一五、七〇〇円
工業包装	一五、七〇〇円	塗装	一五、七〇〇円

(2) イ 学科試験 三、一〇〇円
納付方法
ア 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。
イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は、要しない。
ウ 受検申請書を受理した後に、申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料は、返還しない。

(九) 合格者への通知等
(1) 一部合格者への通知
実技試験又は学科試験に合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。
(2) 技能検定合格証書の交付
合格者には知事名の合格証書が交付される。さらに、三級合格者には厚生労働大臣から三級技能士章が交付される。

(十) 受検についての問い合わせ先
産業経済労働部労働政策課(電話〇一八 八六〇 二三三三)又は秋田県職業能力開発協会(電話〇一八 八六二 三五一〇)

(十一) その他
本公示の随時実施の三級、基礎一級及び基礎二級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果」又は「修得技能等の認定」に活用される。

秋田県告示第百三十二号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十四年三月一日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		区 間
	新	旧	
高屋敷茶屋下線	高屋敷茶屋下線	山本郡二ツ井町田代字日蔭三三四番地先から一六六番二まで	敷地の幅員(メートル) 延長(キロメートル)
高屋敷茶屋下線	高屋敷茶屋下線	山本郡二ツ井町田代字日蔭三三四番三から一六六番三まで	四・〇〇〇～二二・〇〇〇 〇・〇九〇
高屋敷茶屋下線	高屋敷茶屋下線	山本郡二ツ井町田代字日蔭三三四番三から一六六番三まで	一七・〇〇〇～二五・〇〇〇 〇・〇九〇

二 供用開始の期日 平成十四年三月一日

二 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十四年三月一日から同月十四日まで

秋田県告示第百三十三号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に同じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)第二条の規定に基づき、公示する。
 平成十四年三月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
一般国道百二二号	鹿角市十和田毛馬内字中陣場八十八番三地先から同市十和田毛馬内字南陣場八十八番一地先まで
一般国道二百八十二号	鹿角市八幡平字赤淵二百五十一番一地先から鹿角郡小坂町小坂字古遠部沢国有林九林班五小班まで
県道大館十和田湖線	鹿角郡小坂町小坂字横館六十八番一地先から同町小坂字中前田四番一地先まで

二 指定する期日 平成十四年四月一日

間

秋田県告示第百三十四号

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。)(第十八条の二第二項の規定に基づき、平成十四年度に行う建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査(法第二十七条の二十四第一項に規定する経営状況分析を除く。)(の申請の時期及び方法を次のとおり定め、公示する。
 平成十四年三月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請の時期及び方法

- (一) 申請の時期
 (1) 申請期間

個人及び決算期が平成十三年十月から同年十二月までの決算法人	平成十四年三月二十六日及び同月二十七日
決算期が平成十四年一月から同年三月までの決算法人	平成十四年七月二日及び同月三日
決算期が平成十四年四月から同年六月までの決算法人	平成十四年十月一日及び同月二日
決算期が平成十四年七月から同年九月までの決算法人	平成十四年十二月二十四日及び同月二十五日

- (2) (1)の申請期間に申請することができない者は、建設交通部建設管理課長が別途指定した時期に申請すること。

- (二) 申請の方法
- (1) 主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所の総務企画課に二の申請書類を持参して、申請すること。
- (2) (1)の場所に申請書類を持参することができない者は、建設交通部建設管理課長が別途指定した場所に持参して、申請すること。
- 二 申請書類
- (一) 申請書
- 規則第十九条の二第二項に規定する経営事項審査申請書
- (二) 添付書類
- (2)(1) 申請書に記載した完成工事高に係る工事の内訳明細書
- 技術職員以外の職員の名簿
- 三 経営事項審査手数料及びその納付方法
- (一) 手数料の額
- 八千五百円と二千五百円に審査に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
- (二) 納付方法
- 申請書類を提出する際、秋田県証紙により納付すること。
- 四 経営事項審査の結果の通知
- 経営事項審査結果通知書の郵送により通知する。
- 五 経営事項審査についての問い合わせ先
- 建設交通部建設管理課(電話〇一八 八六〇 二四二五・二四二六)
- 秋田県告示第百三十五号
- 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第一条第二項の規定により、公有水面埋立免許願書の提出があったので、同法第三条第一項の規定に基づき、次のとおりその要領を告示し、願書及び関係図書を縦覧に供する。
- 平成十四年三月一日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 願書の要領
- (一) 埋立出願人の名称、住所及び代表者の氏名
- 名称 琴丘町
- 住所 山本郡琴丘町鹿渡字東二本柳二十九番三
- 代表者の氏名 琴丘町長 工藤 正吉
- (2)(1) 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 埋立区域

公 告

- (2) 山本郡琴丘町鹿渡字北牛淵六十番及び六十一番埋立に関する工事の施行区域
- 埋立区域に同じ
- (三) 埋立地の用途
- 道路敷地(町道運動公園線)
- (四) 出願の年月日
- 平成十四年二月十四日
- 二 願書及び関係図書の縦覧の期間及び場所
- (一) 縦覧期間
- 平成十四年三月一日から同年三月二十一日まで
- (二) 縦覧場所
- 山本建設事務所及び琴丘町役場
- 平成十四年二月二十二日県営土地改良事業(内越地区第四工区ほ場整備事業)担い手育成型)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二十第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。
- 平成十四年三月一日
- 秋田県知事 寺田典城
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、仙北郡千畑町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十四年二月二十一日認可したので同条第三項の規定に基づき、公告する。
- 平成十四年三月一日
- 秋田県知事 寺田典城
- 仙北郡神岡町神宮寺字八石三十七番地高橋利雄ほか十五人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
- 平成十四年三月一日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(大野地区土地改良総合整備事業

ページ	段	行	誤	正
正 誤				
<p>秋田県教育委員会告示第二号 次のとおり教育委員会会議を開催する。 平成十四年三月一日</p> <p style="text-align: right;">秋田県教育委員会委員長 米田愛治</p> <p>一 日時 平成十四年三月五日 午前十時四十分 二 場所 教育委員室 三 案件</p> <p>(一) 秋田県指定文化財の指定及び記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択について 他一件 (二) その他</p>				
教育委員会告示				
<p>(一) 一般型) 変更計画書の写し</p> <p>二 縦覧期間 平成十四年三月四日から同年四月一日まで</p> <p>三 縦覧場所 神岡町役場及び西仙北町役場</p> <p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、山城水系土地改良区から申請があった定款変更について、平成十四年二月十九日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。</p> <p>平成十四年三月一日</p> <p style="text-align: right;">秋田県知事 寺田典城</p>				

平成十四年二月二十二日(号外第一号)掲載の秋田県告示第百十八号(漁業災害補償法による付保義務の発生)
(印刷誤り)
同胞第百五条は同法第百五条の誤り。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄